

感染拡大を踏まえた今後の対応について

令和4年7月15日
京都府

1. ワクチン接種の加速化

■早期のワクチン接種を

- ・60才以上の方や基礎疾患をお持ちの方は、重症化予防のため4回目のワクチン接種を積極的に受けてください。
- ・3回目接種により、ワクチンの効果が回復しますので、まだお済みでない方は早めの接種をお願いします。

(1) ワクチン接種の推進

3回目接種の更なる促進

①若年層への接種の呼びかけ

お盆や夏休みの帰省時期等を控え、若年層への接種の呼びかけを強化（SNSの活用、動画配信など）

②若年層が接種しやすい環境づくり（継続）

市町村：ファイザーワクチンの接種会場の設置 等

京都府：京都タワー会場でのノバボックスワクチン接種、
大学・企業等へのワクチン接種バスの派遣 等

4回目接種の対象拡大への対応

4回目接種の対象拡大（医療従事者・高齢者施設従事者等）
に向けて準備を進めます

(2) 高齢者施設における迅速な4回目接種の推進

3回目接種から5か月経過した入所者から
早期に4回目接種ができるよう接種体制を支援

◆高齢者施設へのワクチン接種チーム派遣

○概要

医師、看護師等を高齢者施設に巡回派遣し、
接種機会の増加・接種を迅速化

○対象

府内の高齢者施設

※概ね5名以上の接種者が見込まれること

（ただし、施設の事情に応じて少人数でも対応）

※同一施設に対する複数回の派遣を想定

2. 検査のさらなる活用

(1) 無料検査体制の充実

お盆や夏休みの帰省時期にあわせ、主要駅前での検査体制を充実

◆ 主要駅前での検査を拡充

(京都駅、京阪出町柳駅、近鉄大久保駅)

- ・ 検査人数の増加に対応した検査ブースの増加 (18ブース→30ブース)
1日の処理能力 約1.7倍に (707回/日→1,210回/日)
- ・ 開始時間前倒し (各1~2時間前倒しし、午前8時開始に)
- ・ 拡充期間8月5日 (金) ~18日 (木)

■ 感染に不安を感じる無症状の方は検査の受診を

(特措法第24条第9項)

< 要請に基づき、感染不安を感じる府民 (無症状者) への無料検査を再開します。 (7月16日~当面の間) >

(2) 高齢者施設、幼稚園・保育所等での検査の実施

施設等での感染防止対策

◆ 高齢者施設等従事者、教職員等に対する検査の実施

- ・ 陽性者の早期発見により感染拡大を防止しつつ、業務を継続するため、高齢者施設、障害者施設、小学校・幼稚園・保育所等に抗原定性キットを事前配布。今後も必要量を随時追加配布。

高齢者施設・障害者支援施設の入所系施設	17,000キット
小学校、特別支援学校	13,000キット
幼稚園、保育所等	17,000キット

◆ 施設内感染専門サポートチームによる研修等の実施

- ・ 希望される高齢者施設や子どもの施設等に対し、感染対策研修や、個別訪問による換気対策等の助言の実施 実績：研修会参加620人 助言168施設

3. 換気対策の徹底

■ 屋内でのエアロゾル感染を防ぐために、換気対策を徹底してください

- ・ エアコン使用中でも、「窓を開ける」「扇風機と換気扇を使用する」など、こまめに換気をしてください。
<CO₂センサーがある場合は、1,000ppm以下を維持してください>
- ・ 家庭や事業所での会議などで、同じ場所に長時間滞在する場合は感染リスクが高まりますので、換気に注意してください。
- ・ 特に、高齢者施設、学校、保育所等では、令和4年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえた効果的な換気を行ってください。
- ・ 子どもたちが多く集まる場所では、周りの大人が換気の徹底を図るなど感染対策に気をつけてください。

4. 医療体制の確保

(1) 保健所の体制・機能強化

陽性者へのファーストタッチ等を迅速に実施できる保健所体制の拡充
→ 重症化リスクの早期判定と本人・家族の不安を解消

◆ 急激な波の立ち上がりに対応すべく、応援職員を速やかに配置

現状

保健所体制	約490人
保健所内職員	約260人
応援職員等	約230人

拡大

拡充後(令和4年7月下旬目処)

保健所体制	約1,100人
保健所内職員	約350人
応援職員等	約760人

- 保健所業務が遅滞なく行えるよう、応援職員に対する動画研修等を引き続き実施
- 保健師が健康観察等に集中できるよう、保健所業務を本庁等へ集約し、負担を軽減

京都府新型コロナ療養証明書等発行センター(5/23)、京都府新型コロナ陽性者登録センター(2/10)
京都府宿泊療養者搬送調整センター(2/10)、京都府濃厚接触等相談センター(2/10)

(2) 高齢者施設等への医療提供体制の強化

高齢者施設等において安心して療養いただける医療提供体制を強化

◆高齢者施設等への往診体制の確保

- ・施設医・協力医療機関に地域の医療機関を加え、往診体制を強化

◆看護師の確保・派遣

- ・施設内での医療的ケアを行う看護師を府で確保し、施設に派遣

◆往診コーディネーターチームの設置

- ・感染発生施設への医療アセスメント、往診のコーディネーター、施設医等へのバックアップ

(3) 入院療養体制の強化

感染拡大に備え、更なる受入病床（重症～軽症）を拡充

確保病床（3月31日）	
病院数	53病院
病床数	830床
重症病床	171床
高度重症病床	51床
中等症病床	490床
軽症・無症状病床	169床
入院待機ステーション (臨時の医療施設)	110床
合計	940床



7月19日	拡充分
56病院	3病院
851床	21床
175床	4床
51床	
493床	3床
183床	14床
110床	
961床	21床

※他に妊婦等配慮を要する方の専用病床20床

5. 基本的な感染対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が急増しており、屋内の施設や家庭、会話を伴う飲食の場などでの感染拡大が懸念されます。

まずは、これまでからお願いしております「感染を防ぎながら日常を送るために」による感染対策を再度徹底してください。

その上で、夏を迎えるいま、熱中症に気をつけながら、現在の感染状況を踏まえた以下の感染対策に取り組んでください。

■ 飲食時の感染をひろげないために

- ・ 飲食の際はマスクを外すため、感染リスクが高まります。会話時はマスクを着用してください。

■ 熱中症に気をつけた感染症対策を

- ・ 夏場のマスク着用は、熱中症のリスクが高まります。マスク着用は次の場面とし、熱中症予防のため適切に着脱してください。

屋内：会話を行う場合、会話はなくても人と十分な距離が取れない場合

屋外：人と十分な距離が取れない状態で、会話を行う場合

■ 自宅療養者や濃厚接触者の方は

- ・ 自宅療養中は外出をせず、同居の方がおられる場合は生活空間を極力分けてください。
- ・ 濃厚接触者の方や、同居の方が陽性になった方は、感染している可能性が高いことを意識していただき、不要不急の外出を控えてください。

(参考) 感染を防ぎながら日常を送るために

(令和4年5月25日本部会議決定)

I 一人ひとりが感染対策を

感染拡大を防止しながら日常に近づけるため、
「自分が感染しない」、「ほかの人に感染させない」、
「感染をひろげない」を常に意識した行動をお願いします。

1 基本的な感染対策

- ・ 部屋の換気、こまめな手洗い・手指消毒を心がけましょう
- ・ 少しでも体調が悪い場合は、医療機関に電話の上、受診し、家族を含めて通勤・通学・通園は控えましょう
- ・ 体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えましょう
- ・ 人との距離を確保し、大声での会話など感染リスクの高い行動を避けましょう

自分が感染しないために

- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入換えを行ってください。
- ・ 「三つの密」を回避して、人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

ほかの人に感染させないために

- ・ 毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は医療機関へ相談してください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。
- ・ 従業員等で高齢者や基礎疾患がある方、同居者にそうした方がいる場合は、本人の申出を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等の就業上の配慮を行ってください。

感染をひろげないために

- ・ 事業所等でひろげないために
 - ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組んでください。
 - ・ 従業員等に対する出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関へ相談するよう指導してください。
 - ・ 職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。
 - ・ 特措法第24条第9項により、業種別ガイドラインの遵守を要請しますので、適切に取り組んでください。

- ・学校・保育所等でひろげないために
 - ・学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。
 - ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。
 - ・学校等の休業期間においても感染リスクが高い行動を控えるよう注意喚起してください。
- ・医療機関・高齢者施設等でひろげないために
 - ・医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。
 - ・高齢者施設内の感染拡大を防ぐための従事者等に対する検査を行ってください。

2 正しいマスクの着用

屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用しましょう
 屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はありません

・マスク着用の考え方

(※令和4年5月23日付 基本的対処方針改定後)

	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する	着用の必要はない

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※ 特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※ 高齢者等との面会時や病院内など重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨

3 飲食時の感染対策

飲食時には

- ・適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用しましょう
- ・会話の時はマスクを着用しましょう
- ・お店では大声で話さないようにしましょう
- ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしましょう

※認証店：アクリル板の設置や適切な換気など、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店

Ⅱ ホール等での催し物の開催について

開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください

令和4年3月22日以降の催し物（イベント等）の要件
（特措法第24条第9項に基づく要請）

施設の規模 大声の規模	収容定員 5,000人以下	収容定員 5,000人超～10,000人	収容定員 10,000人超
大声なしの イベント	収容定員まで 入場可（注）	5,000人まで 入場可（注）	収容定員の半 分まで 入場可（注）
		「感染防止安全計画」を策定した場合、 収容定員まで入場可	
大声ありの イベント	収容定員の半分まで入場可（注）		

（注）感染防止チェックリストを作成し、HP・SNS等で公表が必要

※演奏会や講演会、演劇などの催し物は、会場収容定員での開催が可能です。

（一席空けなどは不要です）

（ 大声とは…観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること
<大声の具体例> 観客間の大声・長時間の会話
スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
※ 得点時の一時的な歓声等は「大声あり」には当たりません。 ）

Ⅲ ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ・ワクチン接種を希望する方(児童・生徒等含む)が、気がねなく接種に行ける環境を職場や学校等で整えてください。